

平成30年度第5回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：平成30年12月28日（金） 14：00～15：00

場 所：職員会館かもがわ 3階 「大多目的室」

出席委員：板倉豊委員，上田佳代委員，大久保規子委員，笠原三紀夫会長，柴田昌三委員，
松田法子委員，安田龍介委員，山田悦委員（8名）

欠席委員：青野正二委員，勝見武委員，小坂浩司委員，竹見哲也委員，建山和由委員，
東野達委員，徳地直子委員（7名）

事務局：中村環境技術担当部長，桑江環境評価・生物多様性係長
近藤担当，菅野担当，松浦担当

資料1 第10次京都市環境影響評価審査会委員名簿

資料2 「元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画」及び「京都市上下水道局南部拠点整備事業」に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

資料3 平成30年度第4回京都市環境影響評価審査会 摘録

資料4 元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見

資料5 京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見

資料6 答申書（案）

議 題 1 元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書案について（審議及び答申）
2 京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案について（審議及び答申）

議 事 1 開会
2 議事 以下のとおり
3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，8名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，委員定数15名の3分の1以上の出席をいただいております。本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 以降の議事進行は，笠原会長にお願いしたい。

笠 原 会 長 それでは，議題1「元白川小学校（元栗田小学校）跡地活用計画に係る配慮書案」の審議に移る。まず事務局から資料について説明をお願いする。

事 務 局 < 資料に基づき説明 >

笠原会長 それでは全体を通じて事務局提示案について、意見はないか。
意見はないようなので、事務局提示案のままでよいか。

(一同了承)

笠原会長 それでは、答申書(案)から変更なしということで答申書を確定させる。

< 答申書の受渡し >

笠原会長 それでは、続いて議題2、「京都市上下水道局南部拠点整備事業に係る配慮書案」の審議に移る。まず事務局から資料について説明をお願いします。

< 資料に基づき説明 >

笠原会長 それでは全体を通じて事務局提示案について、意見はないか。

上田委員 配慮書案P50の記載はこのままなのか。

事務局 市長意見をもとに、配慮書で修正される予定である。

大久保委員 修正された内容については、どのように確認すればよいのか。

事務局 市長意見を事業者に述べた後に、配慮書案を修正した配慮書が事業者から提出される。
委員の先生方には、その配慮書で御確認をいただいている。

柴田委員 配慮書案の資料についてだが、出典が書かれていない資料が多々見受けられる。
例えば、配慮書案P6の航空写真についてだが、写真の交通状況から、10年以上前のものが使われていると考えられる。
自然などの現状をその写真から評価できているとは思えない。
最新の資料に変えるべきではないか。

笠原会長 答申書の修正が必要か。

事務局 事業者には資料を修正するよう指導するが、答申書に記載する必要はないと考える。

大久保委員 資料を修正した場合、配慮書の評価内容に影響が生じる可能性があるれば、答申書に意見を記載すべきではないか。

笠原会長 影響が出る可能性はあるか。

柴田委員 現状の写真から、少なくとも自然について評価することは困難であり、影響が出る可能性はあると考える。

笠原会長 配慮書案P6の写真はいつのものか。

事務局 現時点では分からない。

大久保委員 配慮書の評価内容に影響を与える可能性は低いと考えるが、配慮書は基本的に既存の文献等を使用するため、最新のものを使用することは重要である。注意喚起の意味も含め、最新の資料を使用するよう答申書に記載することも必要ではないか。

山田委員 周辺施設の状況の調査について、今回の2つの案件では大きな差がある。計画地周辺をどこまでの範囲内で配慮する必要があるかについて規定はあるのか。前回の審査会においても、配慮書案P8の50mという記載について議論があったが。

大久保委員 計画段階環境配慮手続は、後で避けられない影響を避けることが目的であり、幅広く検討することが重要である。技術指針の地域特性の把握にも書かれているとおり、学校、病院等があればきちんと把握すべきである。

笠原会長 前回の審査会でも議論になったが、やはり配慮書案P8の50mという記載は誤っているのではないか。図には500mまでの円が書かれており、この中に学校や病院等の配慮が必要な施設は存在しないという資料だと考えられるが。図と資料が一致していない。

事務局 図は500mで間違いない。一方、半径50m以内に学校や病院等の配慮が必要な施設は存在しないと記載されているのは、半径50m以内に学校や病院があると、騒音の規制基準が厳しくなるため、該当施設が存在しないとして、特に記載されている。

笠原会長 配慮が必要な施設については、騒音だけでなく総合的に評価すべきである。事業を進めるうえで、環境に配慮する姿勢をしっかりと持ってほしい。

笠原会長 さて、ここでこれまでの議論を整理する。
1 資料を最新のものに修正しても配慮書の内容に影響を及ぼさないと結論付け、答申書には記載せず、事務局から指導する。
2 本日の意見を答申書に記載する。
のいずれかの対応が考えられるが、いかがか。

柴田委員 1で問題ないと思う。

笠原会長 柴田委員の意見でいかがか。

(一同了承)

大久保委員 50mの件も含め、不適切と取られかねない表現についても見直すよう指導してほしい。

事務局 事業者に指導する。

笠原会長 その他に意見はないか。意見はないようなので、事務局提示案のままでよいか。

(一同了承)

笠原会長 それでは、答申書(案)から変更なしということで答申書を確定させる。

< 答申書の受渡し >

笠原会長 議事は以上である。

15:00 終了